

登録日本語教員の資格取得ルート

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等(26単位～)
- ・専門学校等(420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等(25単位～)
- ・専門学校等(375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

経過措置期間

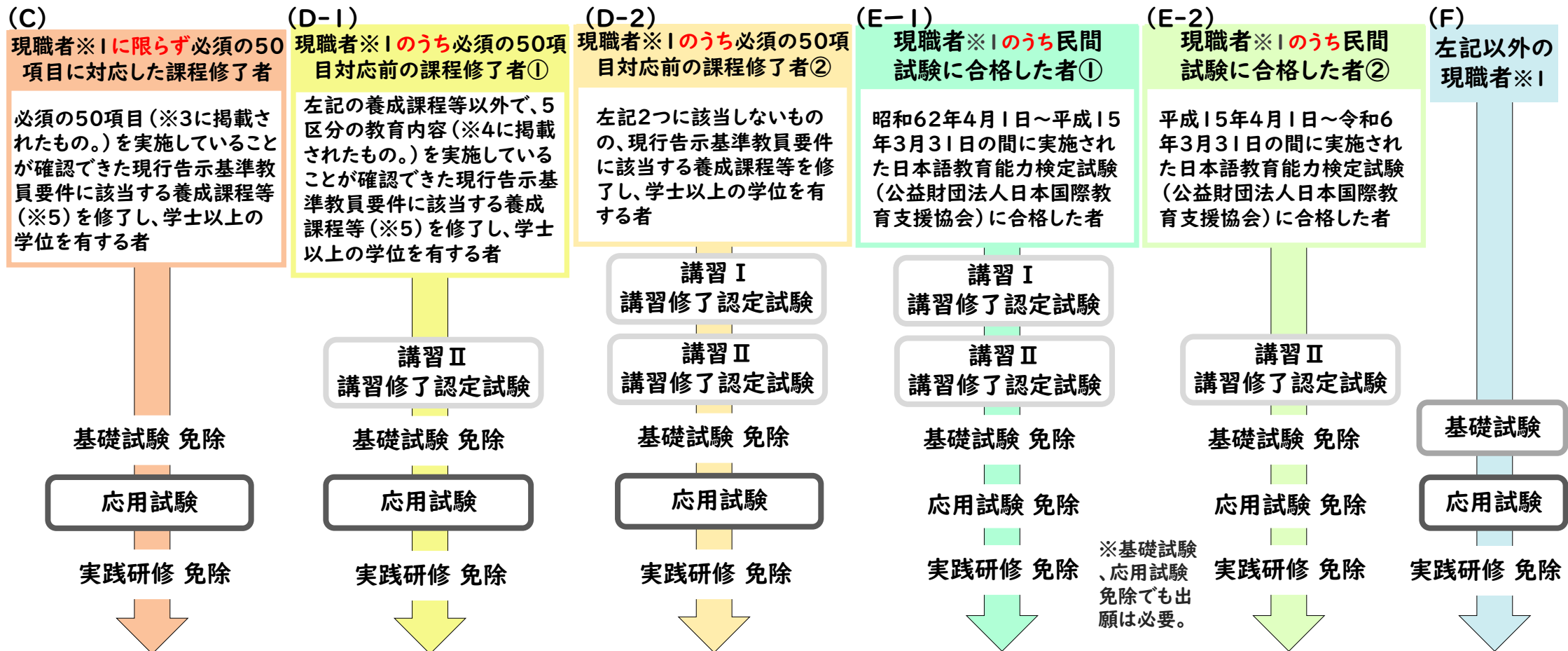


文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会
 ※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議
 ※5 (C) 及び (D-1) の養成課程等については文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開。